

市営住宅返還届提出の皆様へ

市営住宅は原則として、入居した時と同じ状態で返還していただきます。
市営住宅の返還にあたっては、次のことに注意してください。

1. 返還の手順

市営住宅の返還は次のような手順で行われます。

- 1 転居に際しては、全ての家財を搬出し（特に、物干し竿、自転車、名札等は注意してください）、入居者が設置した物（照明器具、湯沸器、棚、風呂釜、浴槽、工作物、増築等）は撤去して、個人の所有物は残さないでください。
- 2 次の修繕、清掃等を行ってください。
 - ・畳の表替えや、ふすま、障子の張替え。
 - ・入居者に起因する破損、汚損の修繕（ガラスの破損、壁の落書き、網戸の解れ等）。
 - ・部屋全体の清掃（特にお風呂、トイレ、換気扇、台所の油污れ）。
 - ・庭つき住宅については除草、木竹の伐採。
 - ・汲み取りトイレの場合は、汲み取り。
- 3 上記の修繕、清掃等が完了後、入居者と群馬県住宅供給公社館林支所両者立会いによる返還検査を実施しますので、完了予定日が決定しましたら、群馬県住宅供給公社館林支所へ電話にてご連絡ください。検査日時を相談させていただきます。（連絡日当日の検査はできない場合があります）
- 4 返還検査により、追加の修繕、清掃等をお願いすることがあります。また、場合によっては再検査をお願いすることもあります。
- 5 返還検査合格となった場合は、鍵を返還して頂き、市営住宅の返還が完了します。
- 6 もし、入居時にお渡しした鍵の1本でも紛失した場合は、入居者の負担にて交換となります。この場合、交換業者を指定させていただきます。

2. 家賃の清算と敷金の返還

家賃は、住宅の返還が完了した（鍵の引渡しを受けた）日まで、日割り家賃がかかります。

全ての家賃を収納確認後、敷金を家賃の振替口座に返還します。

3. 公共料金等の清算

公共料金は、入居者と供給会社との直接契約となっておりますので、入居者本人が清算の手続きを行う必要があります。

○電気 ⇒ 東京電力（Tel 0120-995-001）

○ガス ⇒ ガスは住宅団地により供給会社が異なります。供給を受けている会社に連絡してください。

・館林ガス（Tel 72-4434）…朝日町、松原、若宮町、栄町

・館林液化ガス（Tel 74-1881）…高根、近藤、東部、日向、松沼

・邑楽館林ガス（Tel 74-7062）…上三林町、足次町

○水道 ⇒ 群馬東部水道企業団 館林支所（Tel 80-3201）

4. 郵便局への届出

お近くの郵便局へ転居届を提出してください。転居後1年間は郵便物が転送されます。

この手続きをされないと、転居された方の郵便物が市営住宅の方へ届いてしまいますので、次の入居者に迷惑を掛けることにもなります。

※ 不明な点は下記までお問い合わせください。

館林市役所 建築課 住宅施設係
群馬県住宅供給公社 館林支所
電話 0276-76-7871